

特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表六(七)

継続雇用者給与等支給額に係る要件	期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	国内 当 備 投 資 額 に 係 る 適 用 要 件	<p>【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。</p>	<p>11 該当・非該当</p> <p>12 該当・非該当</p> <p>13 該当・非該当</p> <p>14</p> <p>15</p> <p>16 該当・非該当</p>
	期末現在の常時使用する従業員の数	2	人			
	継続雇用者給与等支給額 (23の①)	3	円			
	継続雇用者比較給与等支給額 (23の②)又は(23の③)	4	円			
	継続雇用者給与等支給増加割合 (3)-(4) (4)	5				
	特可 定 否 税 の 額 判 定 規 定 の 適 用 要 件	6 該当・非該当				
	同上以外の場合 (3) > (4) 又は (3) = (4) = 0	7 該当・非該当				
	産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定 (5) ≥ 0.01 又は (3) = (4) = 0	8 該当・非該当				
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算						
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算		
		当期	前事業年度	前一年事業年度特定期間		
		①	②	③		
事業年度等		17	・	・		

令七・四・一以後終了事業年度分

【No.24】 中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者該当する場合で、次の法人税額の特別控除制度の適用を受けるときには、別表六(七)を作成・添付していますか。  
また、6欄、7欄、11欄、12欄又は16欄のいずれかが「該当」となっていますか。

- 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(九))
- 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除 (別表六(十二))
- 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(十九))
- 生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六(二十六))

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (21)又は(21)×(22)	23			円
当期償却費総額の計算				
損益計算書に計上された減価償却費の額	24			円
剰余金の処分方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	25			円
				26
				(24) + (25)